

ダイセンアリーナ西尾（総合体育館）使用料

利用区分			金額		
			午前 9 時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで 又は 午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで 又は 午後 7 時から 午後 9 時まで
専用 利用	メインアリーナ	平日	4,710円	4,710円	7,050円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	4,710円	4,710円	8,460円
	サブアリーナ	平日	1,820円	1,820円	2,740円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,860円	1,860円	3,280円
	武道場	平日	1,360円	1,360円	2,040円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,640円	1,640円	2,460円
	弓道場	平日	440円	440円	660円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	530円	530円	800円
	卓球場	平日	700円	700円	1,050円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	840円	840円	1,260円
	第 1 会議室		930円	930円	930円
	第 2 会議室		300円	300円	300円
	第 3 会議室		930円	930円	930円
	トレーニング室		1,870円	1,870円	1,870円
個人 利用	メインアリーナ・ サブアリーナ・武 道場・弓道場・卓 球場	小・中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円
	トレーニング室		時間に関係なく 1 回 310円		
冷暖 房 設備	メインアリーナ		1 時間につき	11,520円	
	サブアリーナ		1 時間につき	2,090円	
	武道場		1 時間につき	1,780円	
	卓球場		1 時間につき	520円	
照明 設備	メインアリーナ	800 L X	1 時間につき	620円	
		1,600 L X	1 時間につき	1,570円	
	サブアリーナ	1,000 L X	1 時間につき	200円	
電光得点表示装置			1 式 1 回	1,040円	
シャワー			1 回	100円	

ロッカー	1 回50円		
椅子	1 日	100脚以上500脚未満	5,230円
	1 日	500脚以上1,000脚未満	10,470円
	1 日	1,000脚以上	15,710円
放送設備	620円	620円	730円

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 2 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 4 メインアリーナの3分の1の面積を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 5 サブアリーナ又は武道場の2分の1の面積を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 6 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 7 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 8 トレーニング室の専用利用は、体育館施設の全部を専用利用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合に限り、許可する。
- 9 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 10 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 11 個人利用する場合のトレーニング室の定期券（有効期間1月の利用券をいう。）の額は、2,090円とする。
- 12 トレーニング室は、中学生以下の利用は許可しないものとする。
- 13 メインアリーナ、サブアリーナの冷暖房設備及び照明設備は、専用利用する場合に限り使用できるものとする。
- 14 メインアリーナの3分の1の面積を専用利用する場合の照明設備の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 15 サブアリーナの2分の1の面積を専用利用する場合の照明設備の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 16 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 17 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。